



わたしらしく、
暮らせるまち。



TOSHIMA
International City
of Arts & Culture
国際アート・カルチャー都市としま



セーフコミュニティ
国際認証都市・豊島区



豊島区 子ども・若者 総合計画

概要版

令和2～6年度
(2020～2024年度)

令和2年3月
豊島区

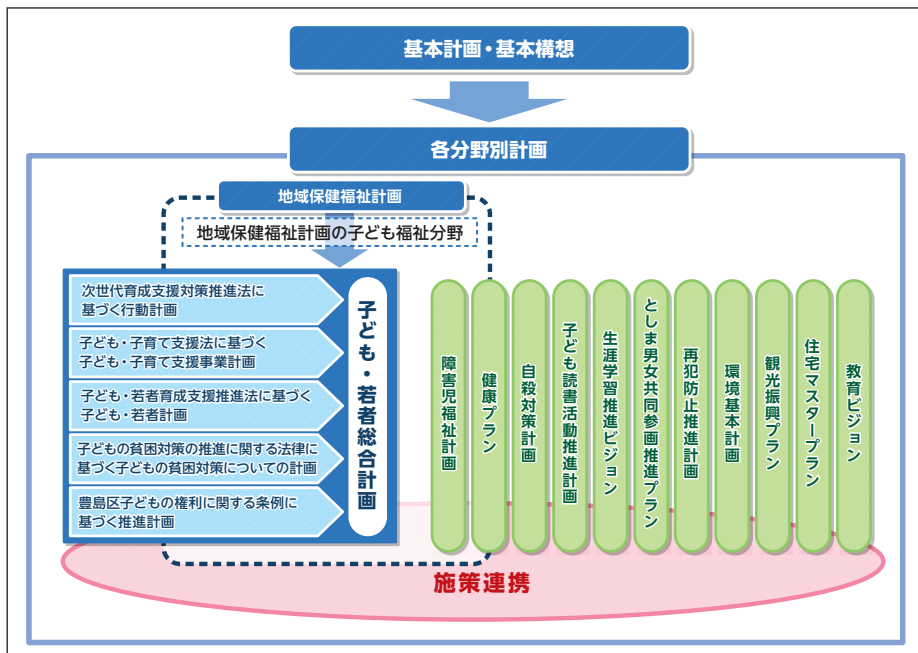
TOSHIMA CITY

1 豊島区子ども・若者総合計画について

計画策定の背景・目的

- 子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成31年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定を契機に、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の観点を包含するとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定しました。

計画の位置付け



計画期間

令和2（2020）年度から
令和6（2024）年度まで
の5年間

計画の対象

子ども・若者や妊娠期の方・
子育て家庭を対象とします。
計画の対象となる子ども・若
者は原則として0歳から30歳
までとし、一部の施策は概ね
39歳までとします。

基本理念

すべての子ども・若者の権利が保障され
豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり

基本的な考え方

計画の基本理念を実現するために、現状と課題を踏まえて、以下の5つの考え方で施策を推進していきます。

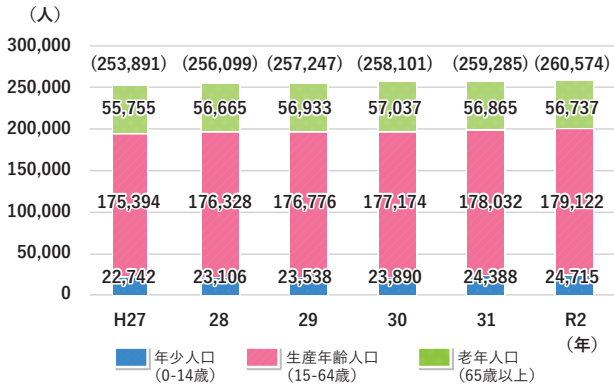
- ① 子ども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重する。
- ② 安心して子育てできる環境を整備し、親子が共に成長できるように支援する。
- ③ 子ども・若者の成長段階に応じて、切れ目なく支援する。
- ④ 家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関、行政が連携・協働し、社会全体で子ども・若者を支援する。
- ⑤ 子ども・若者総合計画の全分野の目標に基づき、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援に取り組み、基本理念を実現する。

2 豊島区の子ども・若者を取り巻く状況について

年齢別人口の推移

豊島区における年少人口（0～14歳の人口）は近年増加傾向にあり、平成31年から令和2年にかけて327人増加し、24,715人となりました。

年齢（3区分）別人口



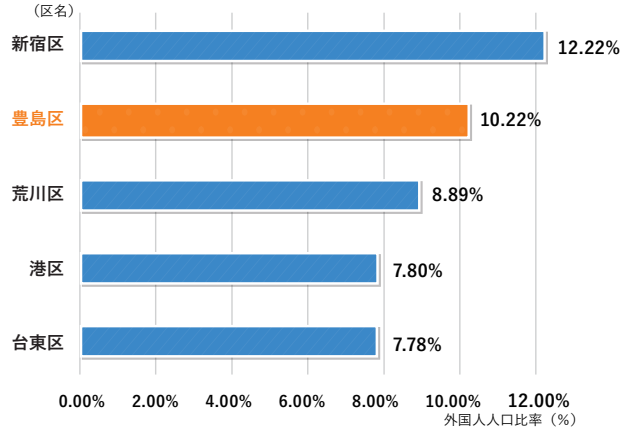
※()内は合計人口

出典：住民基本台帳（日本人住民のみ）各年1月1日

外国人住民の割合

豊島区の外国人住民割合は、東京都23区内で新宿区に次ぎ2番目に多い状況となっています。

外国人住民比率（23区中上位5区）

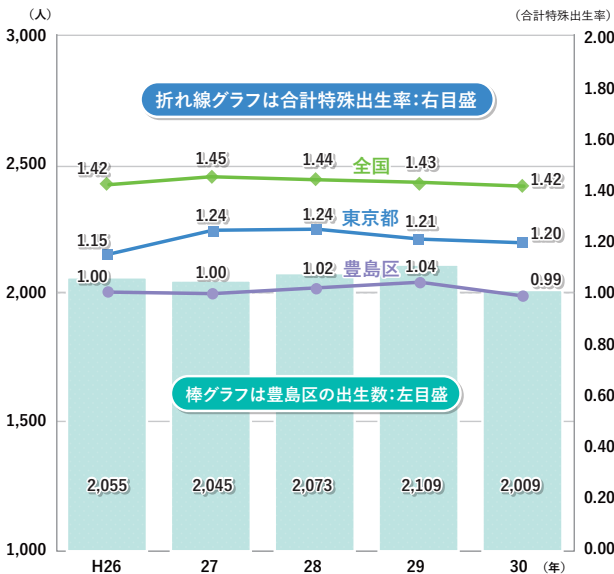


出典：令和2年1月1日 住民基本台帳

合計特殊出生率と出生数の推移

近年増加傾向にあった出生数と合計特殊出生率は平成29年から平成30年にかけて減少し、平成30年の豊島区における出生数は2,009人、合計特殊出生率は0.99となりました。

合計特殊出生率と出生数の推移

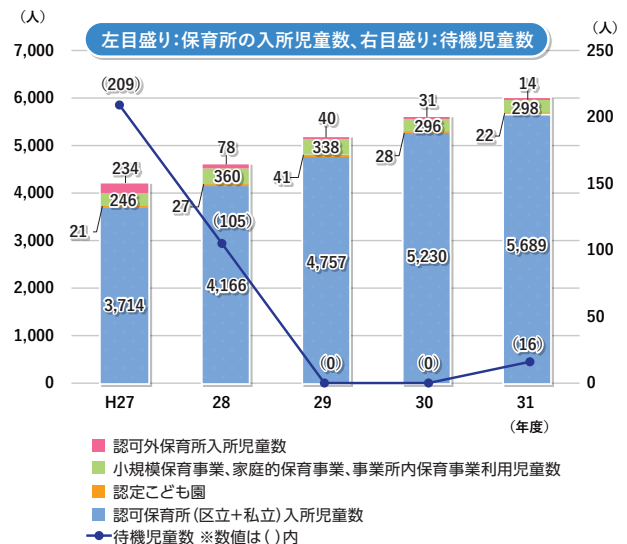


出典：東京都人口動態統計年報

保育所の入所児童と待機児童の推移

保育所の入所児童数は近年増加傾向にあります。待機児童は平成28年度には105人でしたが、平成29年度・平成30年度と連続してゼロとなりました。しかし、平成31年度は国の定義の見直しを受け、待機児童が16人となっています。

保育所の入所児童数と待機児童数の推移

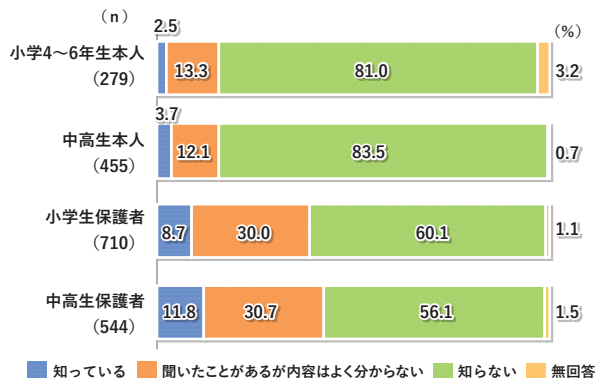


出典：保育課作成資料

計画の策定にあたって実施したアンケート調査の結果です。

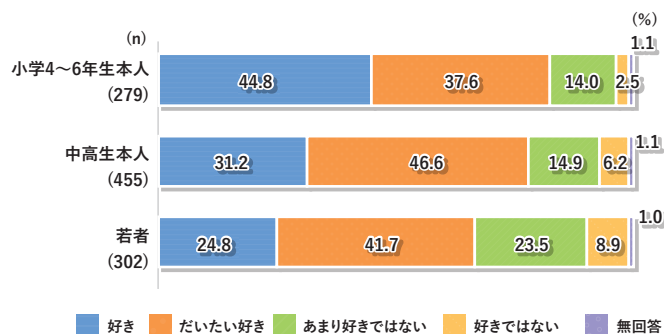
「豊島区子どもの権利に関する条例」の認知度

「豊島区子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した割合は、子ども・保護者いずれにおいても非常に低い状況となっています。



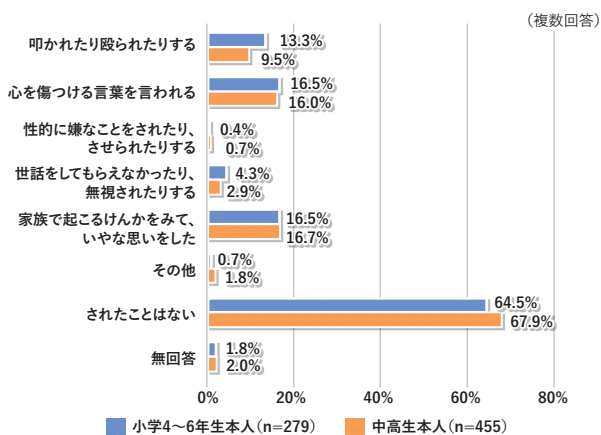
自己肯定感 (子ども・若者)

「自分を好きだと思っているか」という問いに対して、どの年代も「好き/だいたい好き」と回答した割合が多くなっていますが、年代が上がるにつれて「好き」の割合が低くなる傾向にあります。



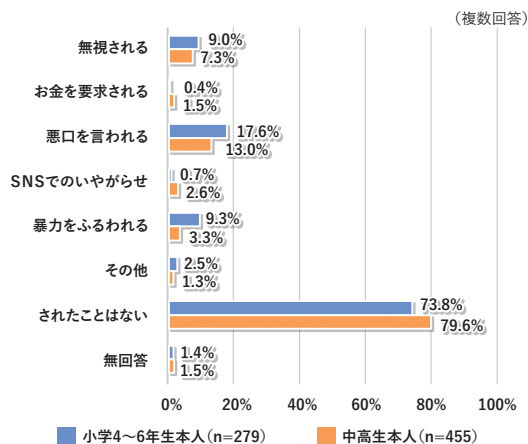
おとなからされた嫌なこと(子ども)

小学4～6年生及び中高生の約3割が、おとなに嫌なことをされた経験があると回答しています。特に「家族で起こるけんかを見て、いやな思いをした」と回答した割合が高くなっています。



友だちや先輩・後輩からされた嫌なこと(子ども)

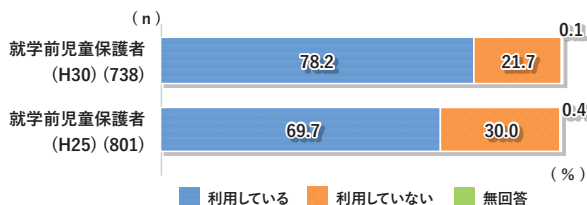
小学4～6年生及び中高生の約2～3割が、友だちや先輩・後輩から嫌なことをされた経験があると回答しています。特に「悪口を言われる」と回答した割合が高くなっています。



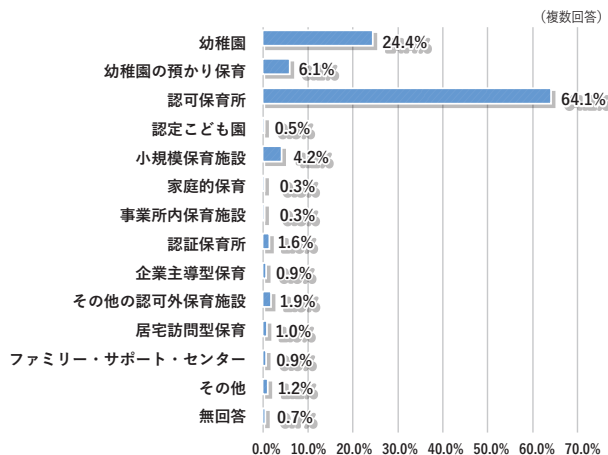
定期的な教育・保育事業の利用の有無と利用している教育・保育事業(就学前児童保護者)

幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した割合は、前回調査(平成25年度)と比べて増加しています。また、就学前児童保護者が平日利用している定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」が多い状況です。

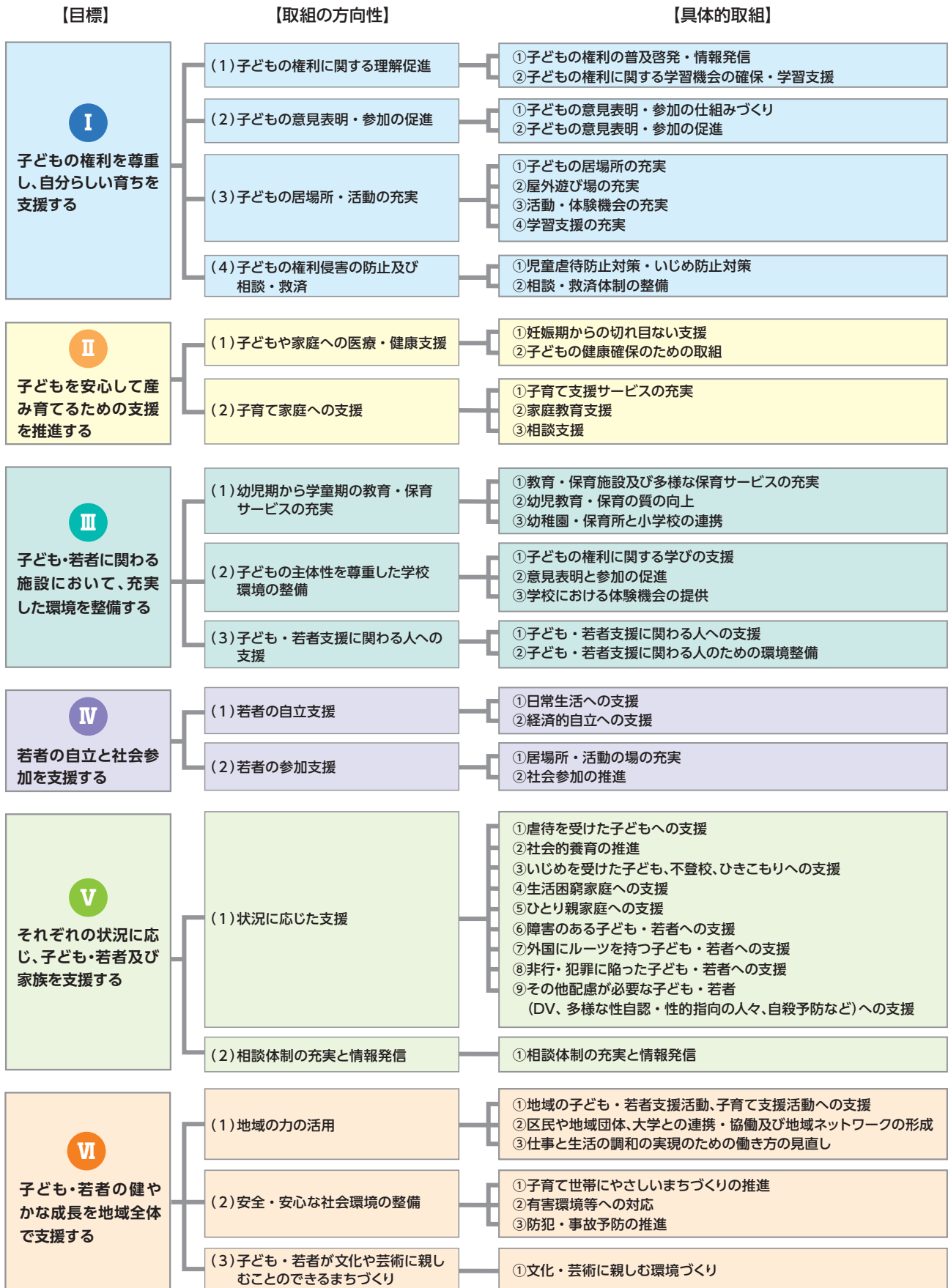
定期的な教育・保育事業の利用の有無



平日利用している定期的な教育・保育事業



3 施策の目標及び体系



4 施策の方向

<目標Ⅰ>子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

「子どもの権利に関する条例」や子どもの権利に関する理解の促進、子どもの意見表明や参加の促進、子どもの居場所や活動の場の充実に取り組みます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめについては、未然防止と権利侵害が起こった後の支援に取り組みます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|--------------------------------------|--|----------------|
| 「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合 | ●子ども 3.3% ●若者 1.0% ●保護者 8.8% ●区施設職員 68.8% ●地域団体 47.6% | ↑ |
| 自分のことが「好き」と回答した子どもの割合 | ●小学生 44.8% ●中学生 31.2% | ↑ |
| 過去1年間に地域での行事や活動に参加したことがないと回答した子どもの割合 | ●小学生 13.3% ●中学生 42.4% | ↓ |
| 子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合 | ●就学前 35.0% ●小学生 19.4% ●中学生 17.6% | ↑ |
| 子どもからの専用電話相談（フリーダイヤル）の認知度 | ●小学生 21.1% ●中学生 16.7% | ↑ |



<「豊島区子どもの権利に関する条例」リーフレット>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|-----------------------|--|
| (1)子どもの権利に関する理解促進 | ●「子どもの権利」の理解の普及・啓発 ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ○保育の質の向上事業 |
| (2)子どもの意見表明・参加の促進 | ●としま子ども会議の開催 ○子どもの参加推進事業 ○利用者会議の開催 ○子ども地域活動支援事業 |
| (3)子どもの居場所・活動の充実 | ●中高生センターの運営 ●子どもスキップの運営・改築 ○放課後子ども教室事業 ●プレーパーク事業 ○小学校開放事業 ○「としまキッズパーク」の整備・運営 ●子どものための文化体験プログラム ●コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 |
| (4)子どもの権利侵害の防止及び相談・救済 | ●子ども虐待防止ネットワーク事業 ●いじめ防止対策推進事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置 ●子どもの権利擁護委員相談事業 ○子どもからの専用電話相談 |

<目標Ⅱ>子どもを安心して産み育てるための支援を推進する

教育や福祉、保健、医療、更生保護などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行います。また、全ての家庭が安心して子育てできるよう、子育て家庭への各種支援施策を推進していきます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|--------------------------------|-----------------|----------------|
| 安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合 | ●就学前児童保護者 40.9% | ↑ |
| 子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合 | ●就学前児童保護者 69.0% | ↑ |



<ゆりかご・としま事業>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|--------------------|--|
| (1)子どもや家庭への医療・健康支援 | ●ゆりかご・としま事業 ○妊婦健康診査 ○産後ケア事業 ○育児支援ヘルパー事業 ●乳幼児健康診査 ○乳幼児健康相談 ○予防接種事業 ○子どもの医療費助成事業 |
| (2)子育て家庭への支援 | ●東部・西部子ども家庭支援センター事業 ●地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 ○子どもショートステイ事業 ○家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業 ●家庭教育推進事業 ○母親教室、パパママ準備教室 ○親の子育て力向上支援事業 |

<目標Ⅲ> 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する

区民のニーズを的確に捉えながら幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、幼稚園、保育園及び小学校の連携を促進します。子どもに関わる施設においては、子どもの権利保障の取組を推進し、子どもの主体性を尊重した環境を整備します。また、子ども・若者への支援のみならず、子ども・若者支援に関わる方への支援も推進します。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状(平成30年度) | 目指す方向性(令和6年度) |
|---------------------------------|-----------------------------|---------------|
| 保育所待機児童数 | 16人(平成31年4月) | 待機児童ゼロを達成・維持 |
| 保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合 | ●就学前児童保護者 52.7% | ↑ |
| 学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合 | ●小学生 11.8% ●中学生 11.3% | ↓ |
| 職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合 | ●施設職員 36.4% ●地域団体等 67.9% | ↓ |



<IKEBUS から手を振る子どもたち>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業(●重点事業) |
|---------------------------|--|
| (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 | ●私立保育所施設整備助成 ○通常保育事業 ○区立保育園の民営化 ○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○事業所内保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○延長保育事業 ○一時保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○学童クラブ事業 ○認定こども園の整備検討 ○区立幼稚園預かり保育の実施 ○私立幼稚園一時預かり事業の推進 ●子ども研修 ○区内保育施設イケバス活用事業 ○保育の質ガイドライン関係事業 ○保幼小連携推進プログラムの作成 ○保幼小連絡会(仮称)の設置 |
| (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備 | ●学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ●子どもの主体的活動への支援の推進 ○小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム ○次世代文化の担い手育成事業 |
| (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援 | ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○保育の質向上のための研修委託事業 ●教員の働き方改革推進事業 ○外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実 |

<目標Ⅳ> 若者の自立と社会参加を支援する

若者に対して、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進するとともに、若者が社会の一員として能動的に社会参加できるよう、若者の居場所・活動の場の充実や社会参加の推進に取り組みます。また、支援が必要な若者について、40歳以降も支援が途切れることがないように、福祉部門と連携して継続的な支援に取り組みます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状(平成30年度) | 目指す方向性(令和6年度) |
|---------------------------------|------------|---------------|
| 自分のことが「好き」と回答した若者の割合(好き+だいたい好き) | 66.5% | ↑ |
| 地域活動に参加していると回答した若者の割合 | 6% | ↑ |



<若者食堂(ジャンプ東池袋)>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業(●重点事業) |
|-------------|---|
| (1) 若者の自立支援 | ○中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 ○若者向け(40歳未満)健診事業 ○自殺・うつ病の予防対策 ○青少年自殺予防対策事業 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 ●就労準備・社会参加支援事業(困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム) ○子ども・若者支援事業 ○インターンシップの受入 ○自立相談支援事業(くらし・しごと相談支援センター) |
| (2) 若者の参加支援 | ●中高生センタージャンプの若者支援 ○としまコミュニティ大学 ○としまscope ○としまぐらし会議プロジェクト ○選挙普及啓発事業 ○地域防災力向上事業 |

<目標Ⅴ> それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、様々な背景を抱えた子ども・若者やその家族に対して、学校、地域、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を展開していきます。また、子ども・若者の多岐に渡る悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、相談制度や支援に関する情報発信に取り組みます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 (平成30年度) | 目指す方向性 (令和6年度) |
|---------------------------------------|--|----------------|
| 学校に行きたくないことがよくあると感じている子どもの割合 | ●小学生 8.6% ●中学生 9.9% | ↓ |
| 過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した子どもの割合 | ●小学5年生 7.0% ●中学2年生 10.8% ●16～17歳 10.7% (平成28年度) | ↓ |
| 困ったり悩んだりした時に相談窓口を「利用したくない」と回答した子どもの割合 | ●小学生 47.7% ●中学生 62.0% | ↓ |



<児童相談所の完成イメージ図>

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|------------------|---|
| (1) 状況に応じた支援 | ●子ども虐待防止ネットワーク事業 ○児童相談所の設置・運営 ●社会的養育基盤構築事業 ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○スクールカウンセラー事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業) ●子ども・若者支援事業 ●ひとり親家庭支援センター事業 ○養育費に関する取り決め促進事業 ●発達支援相談事業 ○発達障害者相談窓口 ●多文化共生推進事業 ○パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 ○更生保護サポートセンターの運営支援 ○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 ○自殺・うつ病の予防対策 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 |
| (2) 相談体制の充実と情報発信 | ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○福祉包括化推進会議の設置 ○子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 ○子ども・若者支援者への情報提供 |

<目標Ⅵ> 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

地域での子ども・若者支援活動や子育て支援活動への支援、地域の様々な主体との連携・協働により、地域の力を活用していきます。また、子育てのしやすい住宅や環境整備、犯罪や事故、けが予防といった安全安心な環境を整備に取り組むことで、子ども・若者や子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、「国際アート・カルチャー都市構想」に基づき、子ども・若者が文化芸術に触れながら成長できる環境を整備していきます。

【計画の進捗を測る主な指標】

| 指標名 | 現状 | 目指す方向性 (令和6年度) |
|--|--|----------------|
| 地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合 | 平成30年度 ●就学前 31.4% ●小学生 42.0% ●中学生 37.9% | ↑ |
| 子どもの成長や安全・安心な生活が地域全体で支えられているかについて、「どちらかというと思う」と回答した区民の割合 | 令和元年度 ●18歳以上の区民 21.8% | ↑ |
| 子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合 | 平成30年度 ●就学前 14.4% ●小学生 16.9% ●中学生 16.4% | ↑ |
| 多様な文化芸術活動が展開され、良質な文化芸術に接する機会が「どちらかという多い」と感じている区民の割合 | 令和元年度 ●18歳以上の区民 40.6% | ↑ |

| 取組の方向性 | ○主な計画事業 (●重点事業) |
|---------------------------------|--|
| (1) 地域の力の活用 | ○民生委員・児童委員事業 ○青少年育成委員会支援事業 ○コミュニティソーシャルワーク事業 ●子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 ○コミュニティ・スクール導入等促進事業 ●ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 ○モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進 |
| (2) 安全・安心な社会環境の整備 | ●子育てファミリー世帯への家賃助成事業 ○子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 ○安全・安心な学校づくり (インターナショナルセーフスクール) |
| (3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり | ●トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 ○トキワ荘通りお休み処の運営 ○芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 ○舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 ○池袋西口公園野外劇場管理運営事業 |

5 第二期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、乳幼児期の保育や教育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子育て支援ニーズ調査により「量の見込み」を把握し、その「量の見込み」に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっています。

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

教育・保育給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

施設等利用給付

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業(延長保育)
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(小学生)
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

保育の必要性の認定区分

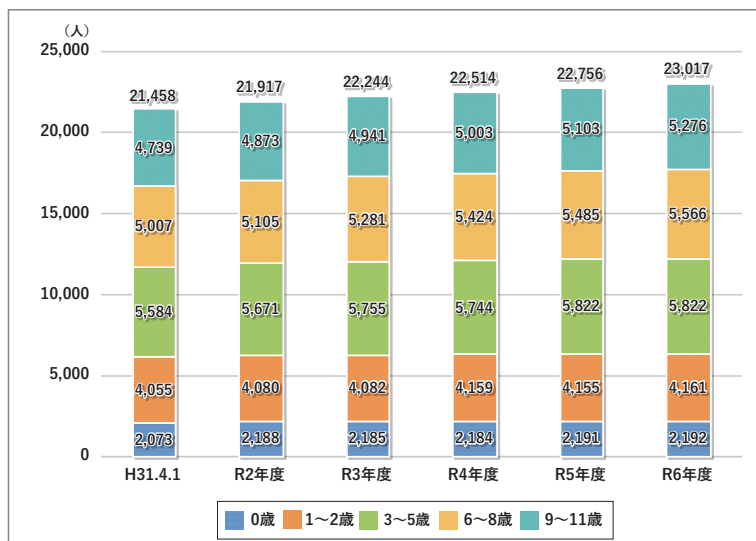
教育・保育給付については、保護者の申請を受けた市区町村が子どもの年齢や保育の必要性の状況に鑑みて、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなっています。

| 区分 | | | 利用施設 |
|------|------|-----------------------|--------------------|
| 1号認定 | 3～5歳 | 幼稚園等での教育を希望 | 認定こども園、幼稚園 |
| 2号認定 | | 保育の必要性があり、保育所等での保育を希望 | 認定こども園、保育所、(幼稚園*) |
| 3号認定 | 0～2歳 | | 認定こども園、保育所、地域型保育事業 |

*預かり保育等と合わせて利用

児童人口の推移見込み

計画期間における児童人口については、近年の人口増加を踏まえ、今後も緩やかに増加傾向としています。



量の見込みと確保方策

1. 教育・保育

(1) 満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用（1号認定）

(単位：人)

| 量の見込み | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|-------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|
| | 1号 | 2号 教育希望 | 1号 | 2号 教育希望 | 1号 | 2号 教育希望 | 1号 | 2号 教育希望 | 1号 | 2号 教育希望 |
| 量の見込み | 1,970 | 453 | 1,999 | 460 | 1,996 | 459 | 2,023 | 465 | 2,023 | 465 |
| 確保方策 | 2,423 | | 2,459 | | 2,455 | | 2,488 | | 2,488 | |

(2) 満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用（2号認定）

(単位：人)

| 量の見込み | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 3,147 | 3,193 | 3,187 | 3,230 | 3,230 |
| 確保方策 | 3,806 | 4,004 | 4,202 | 4,400 | 4,598 |

(3) 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育を利用（3号認定）

(単位：人)

| 量の見込み | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 1～2歳 | 0歳 | 1～2歳 | 0歳 | 1～2歳 | 0歳 | 1～2歳 | 0歳 | 1～2歳 | 0歳 |
| 量の見込み | 2,925 | 656 | 2,926 | 656 | 2,981 | 656 | 2,979 | 657 | 2,983 | 657 |
| 確保方策 | 2,964 | 836 | 3,090 | 872 | 3,216 | 908 | 3,342 | 944 | 3,468 | 980 |

2. 地域子ども・子育て支援事業

| 事業名 | 事業内容 | 単位 | 量の見込み（上段）/ 確保方策（下段網かけ） | | | | | |
|------------------------------------|--|----|-------------------------------|-------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| (1)利用者支援事業 | 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 | か所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| (2)時間外保育事業 (延長保育) | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間について、保育所等において引き続き保育を実施します。 | 人 | 715 | 794 | 880 | 974 | 1,081 | |
| | | | 1,477 | 1,537 | 1,597 | 1,657 | 1,717 | |
| (3)-1放課後児童健全 育成事業(学童クラブ) | 保護者が労働等により昼間家庭にいない世帯の、小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に小学校施設の一部等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 | 人 | 1,980 | 2,052 | 2,110 | 2,138 | 2,175 | |
| | | | 2,491 | 2,491 | 2,491 | 2,491 | 2,491 | |
| (3)-2子どもスキップ 事業、放課後子ども教 室 | 小学校の教室や校庭、体育館等を活用した小学生のための放課後対策として、子どもスキップ事業を実施しています。また、放課後子ども教室を設け、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動の機会を提供しています。 | 人日 | <子どもスキップ事業> 199,319 | | 191,346 | 183,692 | 176,344 | 169,290 |
| | | 人日 | <放課後子ども教室> 34,500 | | 34,500 | 34,500 | 34,500 | 34,500 |
| | | か所 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | |
| (4)子育て短期支援事 業(ショートステイ) | 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行います。 | 人日 | 366 | 403 | 443 | 487 | 536 | |
| | | | 3,285 | 3,285 | 3,285 | 3,285 | 3,285 | |
| (5)乳児家庭全戸訪 問事業(こんにちは赤 ちゃん事業) | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供等の育児支援及び母子の健康の保持促進、家庭の孤立防止と健全な育児環境の確保を図ります。 | 人 | 2,130 | 2,130 | 2,130 | 2,130 | 2,130 | |
| | | | 訪問指導体制 委託助産師17人、地区担当保健師16人 | | | | | |

| 事業名 | 事業内容 | 量の見込み(上段)/確保方策(下段網かけ) | | | | | | |
|---|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | | |
| (6) 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 | 人日 | 1,698 | 1,852 | 2,006 | 2,160 | 2,314 | |
| | | 実施体制: 5人(東部3人、西部2人) 実施機関: 子ども家庭支援センター 委託団体等: 民間事業者3社 | | | | | | |
| (7) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業) | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 | 人日 | 272,364 | 272,328 | 275,628 | 275,760 | 276,060 | |
| | | か所 | 45 | 45 | 44 | 43 | 42 | |
| (8) 一時預かり事業 | 幼稚園型 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、子ども家庭支援センターその他の場所において一時的な預かりを行います。 | 人日 | 101,660 | 103,167 | 102,969 | 104,367 | 104,367 |
| | | | 人日 | 115,428 | 115,428 | 115,428 | 115,428 | 115,428 |
| | その他 | 人日 | 16,631 | 16,672 | 16,776 | 16,840 | 16,833 | |
| | | 人日 | 27,324 | 27,355 | 27,426 | 27,470 | 27,466 | |
| (9) 病児・病後児保育事業 | 保育を必要とする病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース、その他の場所において、看護師等が一時的に保育を行います。 | 人日 | 1,292 | 1,500 | 1,753 | 2,061 | 2,440 | |
| | | 人日 | 2,655 | 2,655 | 3,143 | 3,143 | 3,631 | |
| (10) 子育て援助活動支援事業(小学生のファミリー・サポート・センター事業) | 小学生の児童を有する保護者で児童の預かり等の援助が必要な方(利用会員)と、援助を行うことができる方(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。 | 人日 | 953 | 953 | 953 | 953 | 953 | |
| | | 人日 | 953 | 953 | 953 | 953 | 953 | |
| (11) 妊婦健康診査 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時必要な医学的検査を行います。 | 人 | 2,654 | 2,653 | 2,661 | 2,662 | 2,670 | |
| | | 件 | 30,995 | 30,981 | 31,080 | 31,094 | 31,194 | |
| | | 区内委託医療機関 23か所で実施。 その外、都内医療機関への実施委託を特別区の集合契約により確保します。 | | | | | | |
| (12) 実費徴収に係る補給給付を行う事業 | 特定教育・保育施設等または特定子ども・子育て支援を利用した場合において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加、食事の提供に要する費用等の一部を助成します。 | 各施設の運営形態に合わせて、給付対象者への補助や事業者に対する運営費補助等により、必要な支援を行ってまいります。 | | | | | | |
| (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業へ新規参入する事業者に対し、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行います。 | 実施体制: 巡回指導員(元公立保育園長 3名) 会計専門員(2名) | | | | | | |
| | 私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助します。 | 給付対象者を適切に把握し、必要に応じて補助を行ってまいります。 | | | | | | |



6 計画の推進に向けて

★計画の進行管理

「青少年問題協議会」や「子ども・子育て会議」を中心に目標の達成状況の点検・評価を行い、子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組がされているか検証します。検証の結果は区ホームページ等を通じて広く区民へ公表していきます。

★地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等の主体的な活動展開を支援するとともに、国、東京都、近隣自治体、地域の大学、社会福祉協議会、事業者、子ども・若者に関わる施設など関係機関・団体との連携を強化していきます。

★子ども・若者の権利を踏まえた計画の検証・推進

「子どもの権利委員会」が子どもの権利保障の観点から計画の検証を行い、区は検証結果をもとに施策の推進や改善を図ります。また、施策の推進にあたっては、子ども・若者の意見を聴くなど、子ども・若者の参加機会を設けるよう努めます。

★計画の広報

子ども・若者や子ども・若者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。広報を通じて、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域一体となって計画の推進を図ります。

地域ネットワークのイメージ図



豊島区子ども・若者総合計画【概要版】

発行年月：令和2年3月

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課
豊島区南池袋二丁目45番1号
TEL 03-3981-1111 (代表)